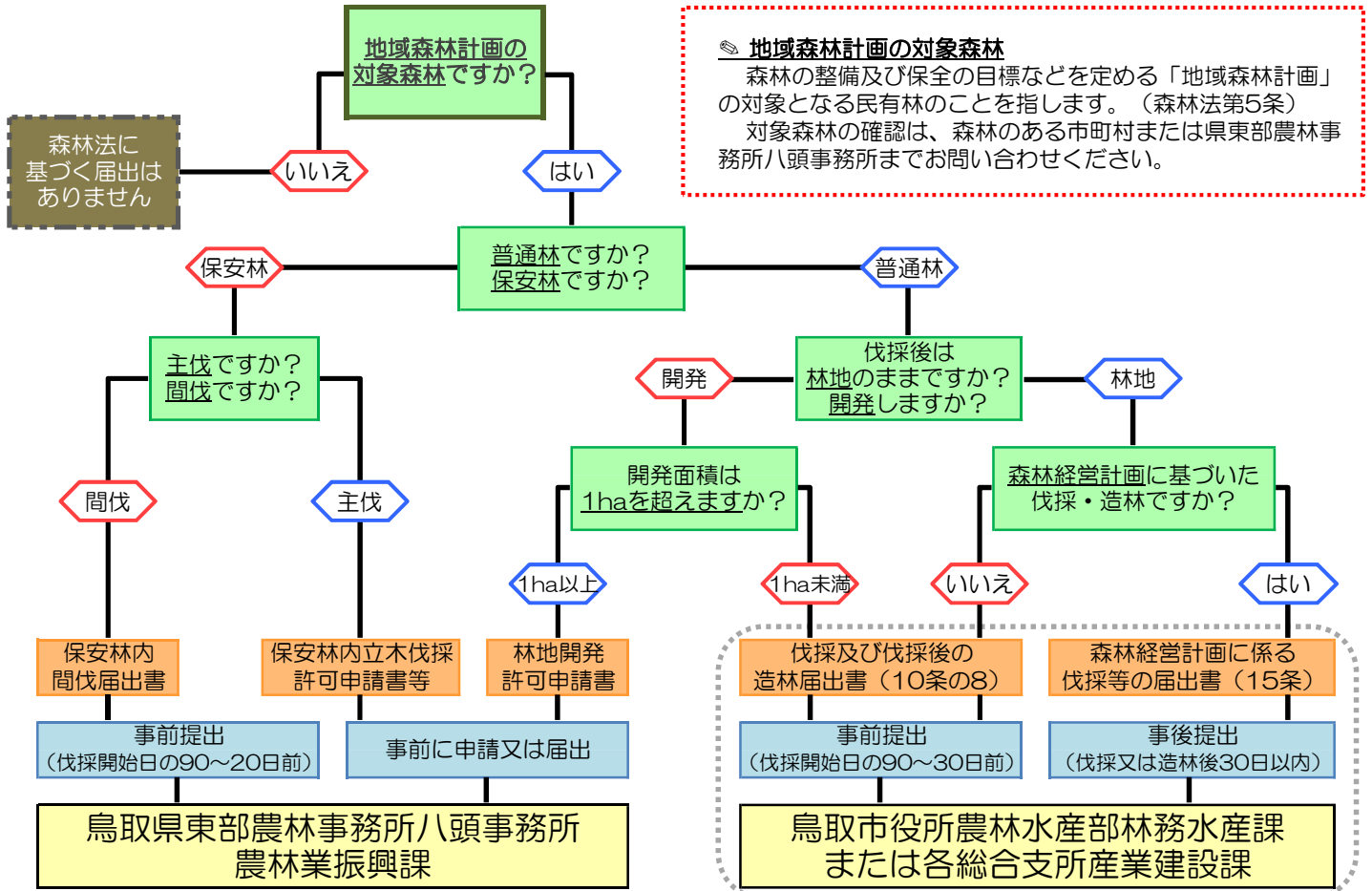


森林法に基づく伐採等の手続きについて



伐採及び伐採後の造林の届出書 (森林法第10条の8)	森林経営計画に係る伐採等の届出書 (森林法第15条)
<p>対象となる森林 地域森林計画の対象森林 (うち、保安林と保安施設地区及び森林経営計画を立てている森林は除きます)</p> <p>届出者 森林所有者が自ら伐採と伐採後の造林 (天然更新を含む) を行う場合は森林所有者が、立木を買い受けて伐採を行おうとする者 (伐採業者等) 及び伐採後の造林 (天然更新含む) を行う者 (森林所有者) が異なる場合は両者連名で届け出ることとなります。</p> <p>届出の内容 所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関係事項等を記載してください。</p> <p>変更、遵守、伐採の中止、伐採後の造林命令 届出内容が市町村森林整備計画に適合しないと認められる場合、また届出計画に従った伐採や造林を行っていないと認められる場合に、市町村長は届出人に対し計画の変更や遵守を命じる場合があります。</p> <p>また、届出せずに伐採を行うことは森林法違反になりますので、伐採の中止や伐採後の造林を命ずる場合があります。</p> <p>無届伐採や命令に従わない場合 森林法207条の規定により、100万円以下の罰金に処されることがあります。</p>	<p>対象となる森林 森林経営計画を立てている森林</p> <p>届出者 森林経営計画の認定を受けた人が届け出ます。</p> <p>届出の内容 所定の様式に、森林の所在場所、伐採面積などの伐採関連事項、伐採後の造林関係事項等を記載してください。</p> <p>森林経営計画の変更 森林経営計画の対象となっている森林において、計画書に伐採の計画が記載されていない箇所を伐採しようとする場合等には、事前に森林経営計画の変更手続き (伐採計画の追加) を行い、その変更しようとする計画内容について認定者の審査を受けてください。</p> <p>森林経営計画にない伐採 無届の場合や虚偽の届出をした場合には、勧告及び森林経営計画の認定取り消しを行われることがあります。</p> <p>認定が取り消されると、当該計画の始期に遡って優遇措置が不適用となり、補助金等については返還の義務が生じる場合があります。</p> <p>留意事項 保安林で森林経営計画の認定を受けている森林の場合、本届出書の提出も必要となります。</p>

〈お問い合わせ先〉

- 鳥取市役所農林水産部林務水産課
 所在地/〒680-8571 鳥取市幸町71番地
 電話番号/0857-30-8311 E-mail/ rinmusuisan@city.tottori.lg.jp
- 各総合支所産業建設課